

環境・衛生



まちをきれいに

市内各地域に設置のごみ集積所は、収集日時を守らずにごみを出したり、ごみの出し方が粗雑になっていたりすると、動物(カラス等)に荒らされ、集積所が汚損する原因となつてしまひ、まちの景観を損ねるのみならず、交通の妨げにまでなつてしまうこともあります。

市民の皆様の少しの心づかいで、自分たちの暮らしが街並みをきれいに保ちませんか？

複数のご家庭が共同でごみを出す集積所に限り、市からカラスよけネットを無償で貸し出しています。ご希望の場合は、窓口までご来庁ください。ただし、集合住宅用には貸出し不可のため、管理会社等へおたずねください。

問合せ 環境衛生課

☎444・3132

FAX 445・3856

発火の危険性があるごみについて

ごみ収集車(パッカー車)やごみ処理工場の火災事故は「スプレー缶、ガス缶、ライター、乾電池(充電式電池

含む)の不燃ごみへの混入が主な原因です。火災事故発生時は、単に日常の作業に支障が出るだけではなく、市全体のごみ収集に、多大な影響も及ぼしかねません。これらのごみは、不燃ごみでは絶対に出さず、資源ごみ回収時の安全な分別と出し方に協力ください。

日頃から、市民一人ひとりが次の場所でも適切に分別して出すことで、火災事故発生への未然防止につながります。

- ①資源ごみ収集ステーション(市内各地域ごと)毎月1回(七宝地区:第2水曜日、美和地区:第3水曜日、甚目寺地区:第4水曜日)の午前9時まで。

- ②あま市リサイクルステーション(旧甚目寺庁舎敷地内)毎日:午前9時から午後5時まで。(土・日曜・祝日含む。ただし、12月31日から翌年1月3日までは除く)開場中は、いつでも受け入れ可能です。

問合せ 環境衛生課

☎444・3132

FAX 445・3856

愛犬が亡くなったら

まずは「犬の死亡届」を出してください。これは狂犬病予防法に基づき、

義務づけられています。生前に渡された、登録鑑札と狂犬病予防注射済票を添付のうえ、手続きをしてください。

問合せ 環境衛生課

☎444・3132

FAX 445・3856

ペットが亡くなったら

ペットの火葬については、五条広域事務組合(構成市は、あま市・清須市)の「五条川斎苑」をご利用ください。

問合せ 五条川斎苑

☎401・0100

FAX 401・0130

交通安全

令和5年中交通事故死亡者数

地域	死者数
愛知県	72人
津島警察署管内	4人
あま市	0人

令和5年6月末現在

問合せ 土木課

☎441・7113 FAX441・8387

自転車安全利用五則を守りましょう！

自転車安全利用五則

- ①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

「車の仲間」である自転車は、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。車道を通行する場合は、左側に寄って通行しなければなりません。

歩道を通行できる場合は、車道寄りの部分をすぐに停止できる速度で通行します。歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければなりません。

※「普通自転車歩道通行可」の標識・標示がある場合、普通自転車は歩道を通行できます。

- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では、信号に従って安全を確認し通行しましょう。道路標識等により、一時停止すべきとされている場所では、必ず一時停止し、安全を確認しましょう。

- ③夜間は必ずライトを点灯

夜間は必ずライトを点灯しましょう。

- ④飲酒運転は禁止

自転車も飲酒運転は禁止です。

⑤ヘルメットを着用

自転車を利用するすべての人は自転車事故による被害を軽減するために、乗車用ヘルメットを着用しましょう。幼児・児童を保護する責任のある人は、幼児・児童を自転車に乗せるときには、乗車用ヘルメットを着用させるようにしましょう。

ヘルメットはあなたの命を守ります！

ヘルメット非着用で自転車事故により亡くなった人の約6割は頭部を損傷しています。また、ヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べて約2.2倍も高くなっています。自転車事故による被害を軽減するためには、頭部を守ることが大変重要です。

問合せ 土木課

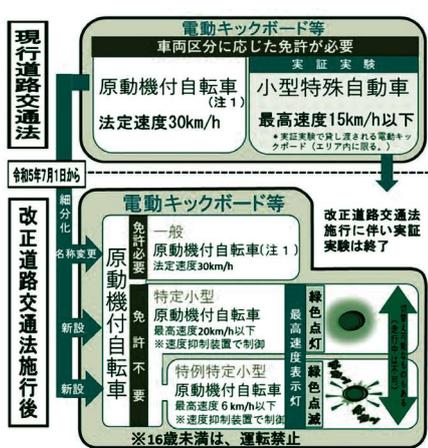
☎441-7113

FAX 441-8387

特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)の安全利用について

令和5年7月1日から、道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)のうち、特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボード等)の交通方法等に関する規定が施行され、これにより、一定の基準に該当する電動キックボード等については、特定小型原動機付自転車と

して、運転免許が不要となるなど、新たな交通ルールが適用されました。



特定小型原動機付自転車について

特定小型原動機付自転車は、原動機付自転車のうち車体の大きさ及び構造が自転車道における他の車両の通行を妨げる恐れのないものであり、かつ、その運転に関し高い技能を要しないものである車として、次の全ての基準に該当するものをいいます。

【車体の大きさ】
長さ1.9 m以下 幅0.6 m以下

【車体の構造】

- ・時速20 km/hを超えて加速することができない構造であること
- ・定格出力が0.6 kw以下であること
- ・走行中に最高速度の設定を変更することができないこと
- ・オートマチック・トランスミッション

- ・ヨン(AT)であること
- ・最高速度表示灯(灯火)が緑色で、点灯または点滅するものが備えられていること等

主な交通ルール

16歳未満の者の運転の禁止！

- ・運転免許は必要ありませんが、16歳未満の者が特定小型原動機付自転車を運転することは禁止されています。

通行する場所

- ・車道と歩道または路側帯の区別のあるところでは、車道を通行しなければなりません。(自転車道も通行可)
- ・道路では、原則として、左側端に寄って通行しなければならず、右側通行をはいけません。
- ・特例特定小型原動機付自転車の基準を全て満たす場合は、例外的に歩道を通行することができます。ただし、通行することができます歩道は「普通自転車等及び歩行者等用」の道路標識等が設置されている歩道に限られます。また、歩道を通行する場合でも、歩行者優先で、歩行者の通行を妨げることとなるときは一時停止しなければなりません。
- ・歩道等を通行する間、最高速度表

示灯を点滅させること。

- ・最高速度表示灯を点滅させている間は、車体の構造上、6 km/hを超える速度を出すことができないものであること。
- ・側車をつけていないこと等

飲酒運転の禁止

- ・飲酒運転は禁止されています。大変危険ですので、飲酒運転は絶対にしないでください。

ヘルメットの着用

- ・交通事故の被害を軽減するために、ヘルメットを着用して、大事な頭部を守りましょう。

自賠責保険(共済)への加入

- ・自動車損害賠償責任保険または自動車損害賠償責任共済への加入が義務付けられています。

問合せ 土木課

☎441-7113

FAX 441-8387